

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

子育て世帯においては、万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保するため、一般生命保険料控除の適用限度額を4万円から6万円に引き上げる。

2. 内容

- (1)23歳未満の扶養親族を有する場合には、所得税において新契約に係る一般生命保険料控除の控除額の計算方法が変更され、適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。
- (2)旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。
- (3)一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は12万円から変更されない。

3. 適用時期

2026(令和8)年分について適用される。(1年間の時限的な措置である。)

4. 影響

- ・旧生命保険料のみ支払っている場合には、本改正の影響がない。
- ・一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、12万円から変更されないため、すでに限度額に達している場合は、本改正の影響がない。

<改正のポイント>

5. 今後の注目点

個人住民税の適用限度額も同じように改正されるか。

一時払いの生命保険料について、2027(令和9)年以降、適用対象から除外されるか。

1. 改正の趣旨・背景

- ・生命保険料控除は、長期貯蓄の奨励という意味のほか、相互扶助による生活安定の効果を持つ生命保険を優遇するという点などから設けられた制度である。
- ・人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズの自助による備えが一層重要になっている。こうした状況下において、生命保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。
- ・特に子どもを扶養している世帯においては、安全・快適な住宅の確保や、扶養者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、措置を講じていく必要がある。
- ・一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている(下図参照)。

(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合[※](%))

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

(一人当たりの保険料控除額[※](万円))

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定

出典：金融庁企画市場局総務課保険企画室「令和6年度税制改正要望事項」より

(所得税：子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充)

2. 改正の内容

(1) 一般の生命保険料控除額の計算(所得税)

- ① 新生命保険料に係る一般の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、保険料控除額の計算方法が変更され、適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。

(a) 新生命保険料(平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等)

【改正前】

年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

【改正後(23歳未満の扶養親族あり)】

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

(b) 旧生命保険料(平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等)

【改正前】

年間の旧生命保険料	控除額
25,000円以下	旧生命保険料の金額
25,000円超50,000円以下	旧生命保険料×1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	旧生命保険料×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

【改正後(23歳未満の扶養親族あり)】

年間の旧生命保険料	控除額
同左	

- ② 旧生命保険料及び23歳未満の扶養親族を有する者が新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円に引き上げられる。

2. 改正の内容

(2) 事例

事例 1. 一般生命保険料(新契約)の支払いがあるケース

23歳未満の扶養親族を有する者が、一般生命保険料(新契約)を150,000円を支払った場合(旧契約は0円)

生命保険料控除	控除額		控除限度額
	改正前	改正後	
一般生命保険料控除(新契約)①	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
一般生命保険料控除(旧契約)②	0円	0円	最高5万円
計(①+②) ③	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
控除額(②と③のいずれか大きい金額)	40,000円	60,000円	

事例 2. 一般生命保険料(新契約)及び一般生命保険料(旧契約)の支払いがあるケース

23歳未満の扶養親族を有する者が、一般生命保険料(新契約)を60,000円及び一般生命保険料(旧契約)を20,000円支払った場合

生命保険料控除	控除額		控除限度額
	改正前	改正後	
一般生命保険料控除(新契約)①	35,000円	45,000円	最高6万円(改正前:4万円)
一般生命保険料控除(旧契約)②	20,000円	20,000円	最高5万円
計(①+②) ③	40,000円	60,000円	最高6万円(改正前:4万円)
控除額(②と③のいずれか大きい金額)	40,000円	60,000円	

2. 改正の内容

(3) 控除限度額

① 新生命保険料(平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等)

区分		限度額(改正前)		限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税	4万円	所得税 { 23歳未満扶養親族あり " 扶養親族なし	6万円
		個人住民税	2.8万円		4万円
				個人住民税	2.8万円 ※1
②	介護医療保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
③	個人年金保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
合計(①+②+③)		所得税	12万円	所得税	12万円 ※2
		個人住民税	7万円	個人住民税	7万円

※1 税制改正大綱に住民税の記載はない

※2 合計適用限度額は変更なし

② 旧生命保険料(平成23年12月31日以降に締結した生命保険契約等)

区分		限度額(改正前)		限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税	5万円	同左	
		個人住民税	3.5万円		
②	個人年金保険料控除	所得税	5万円		
		個人住民税	3.5万円		
合計(①+②)		所得税	10万円		
		個人住民税	7万円		

(所得税:子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充)

3. 適用時期

2026(令和8)年分について適用(1年間の時限的な措置である。)

4. 今後の注目点

個人住民税の適用限度額も同じように改正されるか。

一時払いの生命保険料について、2027(令和9)年以降、適用対象から除外されるか。